

15 登録制度について

ベルヌ条約などの国際ルールにより、著作権は著作物の創作と同時に「自動的」に発生するものとされており、著作権を得るための登録制度といったものは禁止されています。

しかし、著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保等のために、著作権法では次のような登録制度が定められています。

プログラムの著作物を除いては、著作物を創作しただけでは登録することはできません。登録を受けるためには、著作物を公表や譲渡等したという事実が必要となります。

(1) 登録の種類と効果

登録の種類	登録の内容及びその効果	申請できる者
実名の登録 (法第75条)	<p>[内容] 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、その実名(本名)の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 登録を受けた者が、当該著作物の著作者と推定されます。その結果、著作権の保護期間が公表後70年間から、実名で公表された著作物と同じように、著作者の死後70年間となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無名又は変名で公表した著作物の著作者 ・著作者が遺言で指定する者
第一発行年月日等の登録 (法第76条)	<p>[内容] 著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権者 ・無名又は変名の著作物の発行者
創作年月日の登録 (法第76条の2)	<p>[内容] プログラムの著作物の著作者は、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作者
著作権・著作隣接権の移転等の登録 (法第77条・第104条)	<p>[内容] 著作権若しくは著作隣接権の譲渡等、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録権利者及び登録義務者(原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)
出版権の設定等の登録 (法第88条)	<p>[内容] 出版権の設定、移転等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録権利者及び登録義務者(原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)

(2) 登録の手続

①一般の著作物

プログラムの著作物以外の著作物に関する登録は文化庁で行っています。登録を受けるには、所定の様式に必要な事項を記載した申請書等に、登録免許税（収入印紙）を添えて文化庁著作権課に提出する必要があります。

文化庁のウェブサイト内に「登録の手引き」を掲載しておりますので、ご覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/



②プログラムの著作物

プログラムの著作物に関する登録は、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」（昭和61年法律第65号）の規定により、文化庁長官が指定した指定登録機関（一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC））によって登録事務が実施されています。なお、プログラムの著作物に関して登録を受けようとする者は、所定の申請書類に登録免許税（収入印紙）及び1件につき4万7100円の登録手数料を添えて同センターに提出する必要があります。

〈プログラムの著作物の登録についてのお問合せ先〉

一般財団法人ソフトウェア情報センター

所在地 港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル14F

電話 03-3437-3071

<https://www.softic.or.jp/>

16 その他

(1) 肖像権、パブリシティ権

「肖像権」は、自己の氏名や肖像をみだりに他人に公開されない権利で、プライバシー権の一種とされています。また、芸能人やスポーツ選手等のように、著名人の氏名や肖像には一定の顧客吸引力があり、その価値に基づく権利のことを「パブリシティ権」と呼ばれています。ただし、我が国では法律で「肖像権」や「パブリシティ権」を規定したものはなく、これらの権利は判例によって確立された権利です。なお、我が国では、パブリシティ権の内容・効果・範囲・期間等については、まだ明確にはなっていません。また、実務上、芸能プロダクションに所属する芸能人の多くは、芸能プロダクションが「パブリシティ権」を管理する場合があります。

(2) プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法は、「プロバイダの責任の範囲」（どのような行動をとれば、利用者・権利者の双方から訴えられずにすむかということ）を定めた法律です（平成14（2002）年5月施行。正式名称「特定電気通信役務提供者の賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）。

インターネットを通じた権利侵害は、「著作権侵害」だけではなく、「プライバシー侵害」「肖像権侵害」「名誉毀損」など、さまざまな場合があり得るため、この法律は、これらすべてを対象とするものとして定められました。

その内容としては、第一に、「私の権利が侵害されているので、サーバーから削除してくれ」という要望が権利者からあった場合については、「権利侵害が明らかである場合」と「明らかでない場合」を分けています。前者の場合には、プロバイダは、その情報を直ちに削除しても利用者から訴えられることはなく、逆に削除しないと権利者から訴えられる立場に立つこととなります。また、後者の場合には、いったん利用者に通知するなどの手続きが定められています。第二に、「自分で相手を訴えるので、誰が蓄積・入力しているのか教えてくれ」という要望が権利者からあった場合については、法律上、「発信者情報開示請求権」が権利者に与えられていますので、こうした請求を行えるようになっています。

なお、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より迅速に被害者救済を図るため、発信者情報開示に関する新たな裁判手続（非訴手続）の創設等を内容とする改正プロバイダ制限責任法が令和3年4月に成立しました。

コンテンツに関する NFT を安全に活用するために

特定のコンテンツ（著作物等）に紐づくブロックチェーン上の NFT（Non-Fungible Token）データの取引が行われていますが、コンテンツの権利を持っていない第三者が無断で NFT を売っている事例が報告されています。

【コンテンツに関する NFT を安全に利用するために、知っておくこと、意識することの一例】

○NFT はコンテンツとは別のものです（コンテンツは通常の Web サーバー上にありますが、NFT はブロックチェーン上にあるものです）。

○NFT を保有しても、直接コンテンツの所有権や著作権まで持つことにはなりません。

※コンテンツに関する NFT の取引によって、コンテンツに関するどのような権利が得られるのか、事前に購入する NFT マーケット等のサービスの利用規約を確認しましょう。

※著作権者本人やその団体・法人等が発行している NFT かどうかを確認することも大切です。

コンテンツを対象とした NFT の活用により、新たなサービスをより安全な形で提供するために取り組む民間団体もあります。なお、著作権者ではない者が、コンテンツに紐づく NFT を販売する際に、コンテンツの画像などをコピーしたり、サムネイル表示用にアップロードしたりすることは、複製権・公衆送信権といった著作権の侵害になる可能性があります。

コンテンツに関する NFT についての理解を深め、安全な取引や利用を行きましょう。